

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第135号
事故等種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成25年8月24日（土） 17時05分ごろ
発生場所	滋賀県長浜市南浜港南方沖（琵琶湖東部） 長浜市所在の南浜四等三角点から真方位175° 1,200m付近 （概位 北緯35° 23.0′ 東経136° 13.6′）
事故等調査の経過	平成25年9月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート オールジャクソン、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	253-30358 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、平成25年8月24日17時00分ごろ遊走の目的で南浜港を出港したが、5分程度航走したところ、同港南方沖において主機が停止し、始動不能となった。</p> <p>船長は、本船が400～500m流され、近くにあった定置網の杭に本船の係留索を掛けて係留したが、日没が近く、徐々に暗くなる時刻であったので、17時30分ごろ110番通報を行って救助を要請した。</p> <p>本船は、23時00分ごろ来援した警備艇にえい航されて南浜港に帰った。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好
その他の事項	<p>本船は、船内機として出力235kWの電気点火式ガソリン機関を装備し、容量320ℓの燃料タンクを備えていた。</p> <p>船長は、多量の燃料油を消費することを認識しており、通常は、航走前に燃料タンクを満杯にするようにしていた。</p> <p>船長は、本インシデント前、遊走を行おうとして南浜港に係留中の本船に行った際、燃料油を持参しておらず、操縦席の燃料油計を見て細かい目盛りはなかったが、船体の動揺で針が動いており、燃料タンクは空に近いものの、30分位は航走できるだろうと思った。</p> <p>船長は、子供の頃から琵琶湖での遊走を経験しており、短時間の遊走も度々行っていた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>

	<p>本船には、予備船外機等の推進装置の故障に備えた装備がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、南浜港南方沖で遊走中、燃料タンクの燃料油が空になったことから、燃料油の供給が途絶えて主機が運転できなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>船長は、操縦席の燃料油計で燃料タンクの残油量を確認し、30分程度の航走に必要な燃料油は残っているものと思い込み、遊走を開始したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が南浜港南方沖で遊走中、燃料タンクの燃料油が空になったため、燃料油の供給が途絶えて主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料油1ℓ当たりの航走可能距離を把握しておくこと。 ・ 出航前、航走計画に基づき、気象海象等の影響を考慮して余裕のある燃料必要量を算出し、必要量が燃料タンクにあることの確認を行い、足りない場合は補給すること。 ・ 船内機や推進装置の故障に備えて予備船外機等を装備することが望ましい。